

# 令和2年度第1回兵庫県後期高齢者医療制度懇話会

## 議 事 次 第

日時：令和2年8月4日（火）午後2時～  
場所：スペースアルファ三宮 特大会議室

### 1 開 会

### 2 議 事

- (1) 令和元年度後期高齢者医療制度の実施状況等について
- (2) 後期高齢者医療 医療費の動向について
- (3) ジェネリック医薬品の普及・啓発について
- (4) 保健事業について
- (5) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について

### 3 閉 会

令和2年度第1回  
兵庫県後期高齢者医療制度懇話会  
資 料

令和2年8月4日

兵庫県後期高齢者医療広域連合

## 目 次

- (1) 令和元年度後期高齢者医療制度の実施状況等について・・・・・・・・・・ 1
- (2) 後期高齢者医療 医療費の動向について・・・・・・・・・・ 12
- (3) ジェネリック医薬品の普及・啓発について・・・・・・・・・・ 14
- (4) 保健事業について・・・・・・・・・・ 18
- (5) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について・・・・・・・・ 27

(1) 令和元年度後期高齢者医療制度の実施  
状況等について

## 令和元年度 後期高齢者医療制度の実施状況

### 1. 被保険者数

表1 被保険者数の推移

年 度	被保険者数（年間平均値*） （再掲、障害認定者数）	伸び率 （当年度／前年度）
平成22年度	602,241人 (20,417人)	3.37% (△6.94%)
平成23年度	622,997人 (18,974人)	3.45% (△7.06%)
平成24年度	642,783人 (18,141人)	3.18% (△4.39%)
平成25年度	659,420人 (17,878人)	2.59% (△1.45%)
平成26年度	672,128人 (17,997人)	1.93% (0.67%)
平成27年度	689,748人 (17,462人)	2.62% (△2.97%)
平成28年度	715,603人 (16,573人)	3.75% (△5.09%)
平成29年度	742,033人 (15,813人)	3.69% (△4.59%)
平成30年度	764,477人 (15,359人)	3.02% (△2.87%)
令和元年度	787,369人 (14,286人)	2.99% (△6.99%)

\*3～2月の平均値

表2 令和元年度 月別、被保険者数

単位：人

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
合 計	779,312	781,488	783,077	784,232	785,971	787,601	789,083
障害認定者数	14,967	14,873	14,729	14,596	14,469	14,360	14,221
被扶養者	57,566	6,250	6,248	6,295	6,242	6,250	6,227

	10月	11月	12月	1月	2月	(参考) 3月	(平均) 3-2月
合 計	790,012	790,492	790,456	792,724	793,975	795,288	787,369
障害認定者数	14,109	13,975	13,872	13,687	13,569	13,427	14,286
被扶養者	6,223	6,196	6,198	6,124	6,086	6,001	10,492

\*各月末現在の被保険者数で計上

## 2. 医療給付費等

### (1) 医療給付費

表3 令和元年度医療給付費の状況

(千円)

項目	給付費	(内訳)	
		一般	現役並み所得者
療養諸費、高額療養諸費 (審査支払手数料を除く)	750,074,487	712,264,941	37,809,546

表4 医療給付費の推移

年度	給付費 (千円)	伸び率 (当年度/前年度)
平成22年度	523,005,133	7.22%
平成23年度	551,269,694	5.40%
平成24年度	573,189,168	3.98%
平成25年度	597,356,067	4.22%
平成26年度	615,663,329	3.06%
平成27年度	647,567,691	5.18%
平成28年度	666,990,849	3.00%
平成29年度	701,808,953	5.22%
平成30年度	720,337,600	2.64%
令和元年度	750,074,487	4.13%

表5 一人当たり医療給付費の推移

年度	一人当たり医療給付費 (円)	伸び率 (当年度/前年度)
平成22年度	868,432	3.72%
平成23年度	884,868	1.89%
平成24年度	891,730	0.78%
平成25年度	905,881	1.59%
平成26年度	915,991	1.12%
平成27年度	938,847	2.50%
平成28年度	932,068	△0.72%
平成29年度	945,792	1.47%
平成30年度	942,262	△0.37%
令和元年度	952,634	1.10%
(参考) 料率算定時推計値	967,442	(令和元年度実績値との差) 14,808円

## (2) 葬祭費

表6 葬祭費の状況

	件数	金額	1件当たり
平成22年度実績	34,502件	1,725,075千円	50,000円
平成23年度実績	35,368件	1,768,325千円	
平成24年度実績	36,240件	1,812,000千円	
平成25年度実績	36,926件	1,846,300千円	
平成26年度実績	37,550件	1,877,500千円	
平成27年度実績	37,972件	1,898,600千円	
平成28年度実績	39,089件	1,954,450千円	
平成29年度実績	40,191件	2,009,550千円	
平成30年度実績	41,192件	2,059,600千円	
令和元年度実績	41,233件	2,061,650千円	

## (3) 健康診査

表7 健康診査の状況

		対象者数	受診者数	受診率	補助金交付額 (精算後の額)
平成22年度実績		603,991人	74,517人	12.34%	277,804千円
平成23年度実績		598,685人	79,858人	13.34%	330,457千円
平成24年度実績		610,722人	85,764人	14.04%	439,419千円
平成25年度実績		626,274人	93,243人	14.89%	479,152千円
平成26年度実績	医科	612,865人	98,159人	16.02%	592,072千円
	歯科	143,029人	935人	0.65%	3,576千円
平成27年度実績	医科	566,105人	103,734人	18.32%	622,849千円
	歯科	280,097人	4,574人	1.63%	15,634千円
平成28年度実績	医科	579,263人	111,083人	19.18%	682,472千円
	歯科	358,380人	5,032人	1.40%	20,049千円
平成29年度実績	医科	605,166人	120,432人	19.90%	710,740千円
	歯科	417,834人	5,889人	1.41%	24,672千円
平成30年度実績	医科	614,327人	127,616人	20.77%	758,215千円
	歯科	408,415人	5,788人	1.42%	26,107千円
令和元年度実績	医科	631,932人	130,785人	20.70%	783,459千円
	歯科	422,147人	6,016人	1.43%	30,346千円

\*受診率=受診者数/対象者数

\*22年度の対象者数は、被保険者数の平均値(4~3月)

\*平成23~令和元年度の対象者数は、4月1日時点の被保険者数から対象外者を除いた数値

#### (4) 人間ドック

表8 人間ドックの状況

	人 数	該当市町	補助金交付額
平成22年度実績	580人	9市4町	12,477千円
平成23年度実績	707人	10市5町	15,292千円
平成24年度実績	1,236人	14市5町	25,739千円
平成25年度実績	1,987人	17市4町	44,342千円
平成26年度実績	2,384人	17市5町	53,840千円
平成27年度実績	2,620人	17市5町	55,823千円
平成28年度実績	2,941人	17市5町	68,207千円
平成29年度実績	3,367人	17市5町	70,631千円
平成30年度実績	3,631人	17市5町	70,631千円
令和元年度実績	3,790人	17市6町	65,622千円

### 3. 保険料

#### (1) 保険料率

表9 保険料率の推移

	均等割額	所得割率
平成20・21年度	43,924円/人	8.07%
平成22・23年度	43,924円/人	8.23%
平成24・25年度	46,003円/人	9.14%
平成26・27年度	47,603円/人	9.70%
平成28・29年度	48,297円/人	10.17%
平成30・令和元年度	48,855円/人	10.17%
令和2・3年度	51,371円/人	10.49%

#### (2) 令和元年度一人当たり保険料額

表10 一人当たり保険料額

	(A)平成30・令和元年度 (料率算定時)	(B) 令和元年度 (確定賦課時)	(B)-(A)
一人当たり保険料額 (軽減適用後)	80,085円	81,249円	1,164円

#### (3) 保険料収納状況

表11 保険料収納状況

年 度		平成30年度	令和元年度
現年分	調定額	62,741,018千円	65,366,749千円
	収納額	62,409,097千円	65,039,684千円
	収入未済額	331,921千円	327,065千円
	収納率※	99.47%	99.49%
不納欠損額		31千円	0円
滞納 繰越分	調定額	590,490千円	569,647千円
	収納額	246,952千円	239,357千円
	収入未済額	343,538千円	330,290千円
	収納率※	41.86%	42.03%
不納欠損額		101,897千円	93,671千円

※収納率：収納額／（調定額－居所不明者分調定額）×100

表 12 収納方法別保険料収納状況及び構成割合（現年分）

年 度		平成30年度	令和元年度
普通 徴収分	調定額	26,769,123千円	27,433,752千円
	(構成割合)	42.67%	41.97%
	収納額	26,437,202千円	27,106,687千円
	(構成割合)	42.36%	41.68%
	収納率	98.76%	98.80%
特別 徴収分	調定額	35,971,895千円	37,932,997千円
	(構成割合)	57.33%	58.03%
	収納額	35,971,895千円	37,932,997千円
	(構成割合)	57.64%	58.32%
	収納率	100.00%	100.00%

#### (4) 保険料の軽減及び減免の状況

表 13 保険料軽減対象被保険者数及び構成割合

(3月末現在)

	9割軽減 ※1	8.5割軽減	5割軽減	2割軽減	被扶養者に 係る軽減 ※2	所得割軽減
平成22年度	137,546人	82,782人	12,461人	38,328人	70,939人	50,045人
(構成割合)	21.38%	12.87%	1.93%	5.96%	11.03%	7.78%
平成23年度	142,020人	89,880人	12,944人	41,424人	70,278人	53,145人
(構成割合)	21.32%	13.49%	1.94%	6.22%	10.55%	7.98%
平成24年度	146,674人	96,241人	13,533人	44,977人	69,323人	56,303人
(構成割合)	21.32%	13.98%	1.96%	6.53%	10.07%	8.18%
平成25年度	148,467人	100,624人	14,017人	48,030人	67,340人	58,305人
(構成割合)	21.26%	14.41%	2.00%	6.87%	9.64%	8.35%
平成26年度	151,593人	106,525人	42,944人	48,240人	65,856人	61,242人
(構成割合)	21.16%	14.87%	5.99%	6.73%	9.19%	8.55%
平成27年度	156,635人	112,957人	50,435人	58,650人	64,615人	65,868人
(構成割合)	21.22%	15.30%	6.83%	7.94%	8.75%	8.92%
平成28年度	158,987人	119,995人	55,571人	67,454人	63,733人	70,116人
(構成割合)	20.72%	15.64%	7.24%	8.79%	8.30%	9.14%
平成29年度	161,000人	127,357人	61,669人	77,507人	62,344人	74,719人
(構成割合)	20.35%	16.09%	7.79%	9.79%	7.88%	9.44%
平成30年度	163,067人	134,096人	69,249人	87,380人	61,352人	0人
(構成割合)	19.99%	16.44%	8.49%	10.71%	7.52%	0%
令和元年度	164,108人	140,651人	76,849人	98,390人	40,062人	0人
(構成割合)	19.65%	16.84%	9.20%	11.78%	4.80%	0%

※1 令和元年度は8割軽減

※2 令和元年度以降は軽減を受けている被扶養者数となる。

(ただし、年度途中で被扶養者軽減から2割軽減となる被保険者は2割軽減欄と被扶養者に係る軽減数欄それぞれに1人ずつ計上している。)

表 14 条例減免

		災害	所得激減	低所得	収監	東日本 大震災	平成30年 7月豪雨	合計
平成 22 年度	件数	537件	214件	127件	6件	—	—	884件
	減免額	7,066千円	9,836千円	1,660千円	107千円	—	—	18,669千円
平成 23 年度	件数	495件	202件	217件	30件	29件	—	973件
	減免額	9,618千円	9,677千円	2,416千円	814千円	1,268千円	—	23,793千円
平成 24 年度	件数	494件	203件	181件	25件	17件	—	920件
	減免額	7,327千円	11,179千円	2,073千円	549千円	338千円	—	21,466千円
平成 25 年度	件数	107件	219件	215件	34件	1件	—	576件
	減免額	3,439千円	11,282千円	2,476千円	614千円	4千円	—	17,815千円
平成 26 年度	件数	109件	217件	224件	34件	5件	—	589件
	減免額	2,040千円	12,056千円	2,801千円	292千円	84千円	—	17,273千円
平成 27 年度	件数	84件	215件	163件	34件	5件	—	501件
	減免額	2,016千円	12,000千円	2,005千円	867千円	165千円	—	17,053千円
平成 28 年度	件数	36件	251件	178件	31件	5件	—	501件
	減免額	2,091千円	14,569千円	2,022千円	804千円	171千円	—	19,657千円
平成 29 年度	件数	41件	310件	167件	37件	6件	—	561件
	減免額	1,457千円	18,218千円	1,841千円	642千円	217千円	—	22,376千円
平成 30 年度	件数	96件	323件	144件	31件	7件	16件	617件
	減免額	2,397千円	19,235千円	1,584千円	443千円	332千円	304千円	24,295千円
令和 元 年度	件数	95件	408件	143件	40件	7件	6件	699件
	減免額	1,840千円	22,806千円	1,554千円	600千円	343千円	18千円	27,161千円

※端数処理の関係で減免額の合計額が合わない場合がある。

#### 4. その他

##### (1) 医療費通知

表 15 医療費通知の発送状況

	年度合計	1 回目	2 回目
平成 22 年度	1,124,609 件	556,584 件(10 月送付)	568,025 件(3 月送付)
平成 23 年度	1,169,061 件	579,445 件(10 月送付)	589,616 件(3 月送付)
平成 24 年度	1,207,917 件	598,404 件(10 月送付)	609,513 件(3 月送付)
平成 25 年度	1,243,368 件	618,842 件(10 月送付)	624,526 件(3 月送付)
平成 26 年度	1,269,737 件	632,093 件(10 月送付)	637,644 件(3 月送付)
平成 27 年度	1,304,722 件	647,574 件(10 月送付)	657,148 件(3 月送付)
平成 28 年度	1,353,346 件	669,807 件(10 月送付)	683,539 件(3 月送付)
平成 29 年度	1,436,352 件	697,065 件(10 月送付)	739,287 件(2 月送付)
平成 30 年度	1,516,884 件	754,635 件(10 月送付)	762,249 件(2 月送付)
令和 元年度	1,556,573 件	779,236 件(10 月送付)	777,337 件(2 月送付)

##### (2) レセプト点検 (2 次点検の状況)

表 16 レセプト点検の状況

	査定件数	査 定 額
平成 22 年度実績	53,113 件	145,955 千円
平成 23 年度実績	55,299 件	137,378 千円
平成 24 年度実績	47,988 件	110,313 千円
平成 25 年度実績	52,763 件	144,644 千円
平成 26 年度実績	66,695 件	211,310 千円
平成 27 年度実績	52,912 件	204,979 千円
平成 28 年度実績	84,946 件	235,297 千円
平成 29 年度実績	99,711 件	239,563 千円
平成 30 年度実績	86,799 件	173,731 千円
令和 元年度実績	76,567 件	222,747 千円

##### (3) ジェネリック医薬品利用差額通知

表 17 ジェネリック医薬品利用差額通知の発送状況

	1 回目			2 回目		
	発送月	対象者数	自己負担 軽減額	発送月	対象者数	自己負担 軽減額
平成 24 年度実績	1 1 月	28,486 人	500 円以上	2 月	36,175 人	300 円以上
平成 25 年度実績	1 1 月	33,912 人	300 円以上	2 月	35,971 人	220 円以上
平成 26 年度実績	6 月	40,168 人	170 円以上	1 1 月	27,520 人	200 円以上
平成 27 年度実績	6 月	40,870 人	130 円以上	1 1 月	32,338 人	280 円以上
平成 28 年度実績	6 月	43,323 人	230 円以上	1 1 月	38,320 人	170 円以上
平成 29 年度実績	6 月	42,557 人	220 円以上	1 1 月	37,914 人	280 円以上
平成 30 年度実績	6 月	41,818 人	200 円以上	1 1 月	36,910 人	200 円以上
令和 元年度実績	6 月	40,036 人	320 円以上	1 1 月	33,344 人	350 円以上

## 5. 令和元年度後期高齢者医療特別会計決算状況

### (1) 令和元年度 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 (案)

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
款 項	収入済額	款 項	支出済額
1 市町支出金	140,184,404	1 保険給付費	753,629,314
1 市町負担金	140,184,404	1 療養諸費	717,832,977
2 国庫支出金	252,007,728	2 高額療養諸費	33,734,687
1 国庫負担金	190,401,324	3 その他医療給付費	2,061,650
2 国庫補助金	61,606,404	2 特別高額医療費共同事業拠出金	297,085
3 県支出金	63,410,224	1 特別高額医療費共同事業拠出金	297,085
1 県負担金	63,410,224	3 保健事業費	1,055,697
4 支払基金交付金	312,116,936	1 健康保持増進事業費	1,055,697
1 支払基金交付金	312,116,936	4 公債費	0
5 特別高額医療費共同事業交付金	310,702	1 公債費	0
1 特別高額医療費共同事業交付金	310,702	5 諸支出金	19,858,208
6 繰入金	5,326,174	1 償還金及び還付加算金	14,266,493
1 一般会計繰入金	0	2 繰出金	183,615
2 基金繰入金	5,326,174	3 基金積立金	5,408,100
7 繰越金	19,653,631	6 予備費	0
1 繰越金	19,653,631	1 予備費	0
8 県財政安定化基金借入金	0		
1 県財政安定化基金借入金	0		
9 諸収入	1,081,569		
1 延滞金、加算金及び過料	9,108		
2 預金利子	8,032		
3 雑入	1,064,429		
歳入合計	794,091,368	歳出合計	774,840,304

(単位：千円)

(A) 繰越金	19,251,064
(B) 令和元年度精算額 (市町、国、県、支払基金)	13,368,856
(A) - (B) 令和元年度決算剰余金	5,882,208

(2) 給付費準備基金収支表

(単位：円)

収 入		支 出	
平成 30 年度末残高	12,315,269,272	特別会計繰入 (保険給付費に充当)	5,326,174,000
給付費準備基金積立金	5,408,100,040		
合 計 (A)	17,723,369,312	合 計 (B)	5,326,174,000
令和元年度末残高 (A) - (B) = 12,397,195,312			

※R2.3 未現在

## (2) 後期高齢者医療 医療費の動向について

# 1 後期高齢者医療 医療費の動向について

(実数)

		兵庫県			
		令和元年度	平成30年度	対前年度	
				増減	率(%)
年間平均被保険者数(人)		788,700	766,474	22,226	2.9
医療費 (円)	合計	806,927,451,393	776,560,366,643	30,367,084,750	3.9
	入院	384,169,547,830	371,343,508,850	12,826,038,980	3.5
	入院外	235,729,930,040	226,922,964,430	8,806,965,610	3.9
	歯科	32,903,243,270	31,354,998,500	1,548,244,770	4.9
	調剤	128,182,526,280	122,049,801,050	6,132,725,230	5.0
	食事・生活療養	19,262,124,033	19,044,026,863	218,097,170	1.1
	訪問看護療養	6,680,079,940	5,845,066,950	835,012,990	14.3
件数 (件)	合計	25,678,779	24,856,232	822,547	3.3
	入院	651,531	644,054	7,477	1.2
	入院外	13,503,011	13,137,999	365,012	2.8
	歯科	2,203,930	2,080,630	123,300	5.9
	調剤	9,254,808	8,935,096	319,712	3.6
	食事・生活療養	623,679	616,279	7,400	1.2
	訪問看護療養	65,499	58,453	7,046	12.1
日数 (日)	合計	40,524,613	40,011,523	513,090	1.3
	入院	11,155,616	11,021,316	134,300	1.2
	入院外	24,592,698	24,436,850	155,848	0.6
	歯科	4,191,753	4,040,421	151,332	3.7
	調剤	12,119,465	11,816,354	303,111	2.6
	食事・生活療養	28,122,193	27,808,115	314,078	1.1
	訪問看護療養	584,546	512,936	71,610	14.0

		全国計			
		令和元年度	平成30年度	対前年度	
				増減	率(%)
年間平均被保険者数(人)			17,457,374		
医療費 (億円)	合計		162,712		
	入院		78,042		
	入院外		46,938		
	歯科		6,149		
	調剤		26,374		
	食事・生活療養		4,215		
	訪問看護療養		995		
件数 (万件)	合計		52,430		
	入院		1,412		
	入院外		27,702		
	歯科		4,319		
	調剤		18,897		
	食事・生活療養		1,336		
	訪問看護療養		99		
日数 (万日)	合計		83,129		
	入院		24,698		
	入院外		49,246		
	歯科		8,332		
	調剤		24,484		
	食事・生活療養		61,917		
	訪問看護療養		853		

(諸率)

		兵庫県			
		令和元年度	平成30年度	対前年度	
				増減	率(%)
1人当たり 医療費(円)	合計	1,023,111	1,013,159	9,952	1.0
	入院	487,092	484,483	2,610	0.5
	入院外	298,884	296,061	2,823	1.0
	歯科	41,718	40,908	810	2.0
	調剤	162,524	159,235	3,288	2.1
	食事・生活療養	24,423	24,846	-424	-1.7
	訪問看護療養	8,470	7,626	844	11.1
受診率	合計	3,255.8	3,242.9	12.9	0.4
	入院	82.6	84.0	-1.4	-1.7
	入院外	1,712.1	1,714.1	-2.0	-0.1
	歯科	279.4	271.5	8.0	2.9
	調剤	1,173.4	1,165.7	7.7	0.7
	食事・生活療養	79.1	80.4	-1.3	-1.7
	訪問看護療養	8.3	7.6	0.7	8.9
1件当たり 日数(日)	合計	1.58	1.61	-0.03	-2.0
	入院	17.12	17.11	0.01	0.1
	入院外	1.82	1.86	-0.04	-2.1
	歯科	1.90	1.94	-0.04	-2.1
	調剤	1.31	1.32	-0.01	-1.0
	食事・生活療養	45.09	45.12	-0.03	-0.1
	訪問看護療養	8.92	8.78	0.15	1.7
1日当たり 医療費(円)	合計	19,912	19,408	504	2.6
	入院	34,437	33,693	744	2.2
	入院外	9,585	9,286	299	3.2
	歯科	7,850	7,760	89	1.1
	調剤	10,577	10,329	248	2.4
	食事・生活療養	685	685	0	0.0
	訪問看護療養	11,428	11,395	32	0.3

		全国平均			
		令和元年度	平成30年度	対前年度	
				増減	率(%)
1人当たり医療費 (円)	合計		932,054		
	入院		447,044		
	入院外		268,870		
	歯科		35,222		
	調剤		151,075		
	食事・生活療養		24,142		
	訪問看護療養		5,700		
受診率	合計		3,003.3		
	入院		80.9		
	入院外		1,586.8		
	歯科		247.4		
	調剤		1,082.5		
	食事・生活療養		76.5		
	訪問看護療養		5.7		
1件当たり日数 (日)	合計		1.59		
	入院		17.49		
	入院外		1.78		
	歯科		1.93		
	調剤		1.30		
	食事・生活療養		46.35		
	訪問看護療養		8.62		
1日当たり医療費 (円)	合計		19,573		
	入院		31,598		
	入院外		9,531		
	歯科		7,380		
	調剤		10,772		
	食事・生活療養		681		
	訪問看護療養		11,672		

※ 数値は4～3月診療分。(国民健康保険中央会医療費速報値ベース)

※ 日数：調剤については調剤報酬明細書における処方箋枚数。食事療養については入院時食事回数。

※ 受診率：件数÷年間平均被保険者数×100

### (3) ジェネリック医薬品の普及・啓発について

## ジェネリック医薬品の普及・啓発について

### 1 背景

国は、患者負担の軽減や医療保険財政の改善のため、平成25年4月「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定した。さらに平成27年6月の閣議決定において、平成29年中にジェネリック医薬品の数量ベースのシェアを70%以上、平成30～32年度のなるべく早い時期に80%以上を目標に後期高齢者医療広域連合を始め、各医療保険者に普及啓発を推進するよう要請している。

この80%目標の達成時期については、「経済財政運営と改革の基本方針 2019～『令和』新時代：「Society5.0」への挑戦～」において、2020年（令和2年）9月までの実現に向け取り組むとされている。

### 2 趣旨・目的

ジェネリック医薬品に関する正しい知識の普及と認知向上を図ることは、保険財政の負担軽減及び被保険者の窓口負担の軽減の観点から有効であると考えられるため、当広域連合においても普及啓発を実施している。

### 3 令和2年度における取り組み

#### (1) ミニパンフレットによる普及・啓発

後期高齢者医療制度のミニパンフレットにジェネリック医薬品の説明を記載し、全被保険者に保険証と一緒に送付する。

発送時期 令和2年7月、及び毎月の被保険者証の発送時

対象者数 約 906,000人

#### (2) ジェネリック医薬品差額通知の送付

使用実績が多いジェネリック医薬品に切り替え可能な先発薬を利用している被保険者を通知対象とし、差額通知を送付する。

発送時期 令和2年6月、令和2年11月

対象者数 令和2年6月：38,447人、11月：約40,000人の予定

#### 4 ジェネリック医薬品差額通知者に対する効果について

##### (1) 通知対象者

平成31年3月診療分データを基準とし、主に生活習慣病や長期服用が考えられる医薬品を処方されている人のうち、月当たりの自己負担額の差額が320円以上軽減される可能性のある被保険者を対象として令和元年6月14日に40,036人に差額通知書を発送した。

##### (2) 第1回目 効果額

令和元年6月から10月までのレセプトを対象に、通知対象者(40,088人)のうち、3月に処方された先発医薬品から、後発医薬品に切り替えた被保険者を抽出し、実際に処方された数量に処方された先発医薬品と後発医薬品の差額を乗じて、医療費削減額(保険者負担相当額)を計算した。また、切替者数としては、1医薬品でも先発医薬品から後発医薬品に切り替えた被保険者を1として、計算を行った(1人の被保険者が複数の切替を行ったとしても1人として計算)。

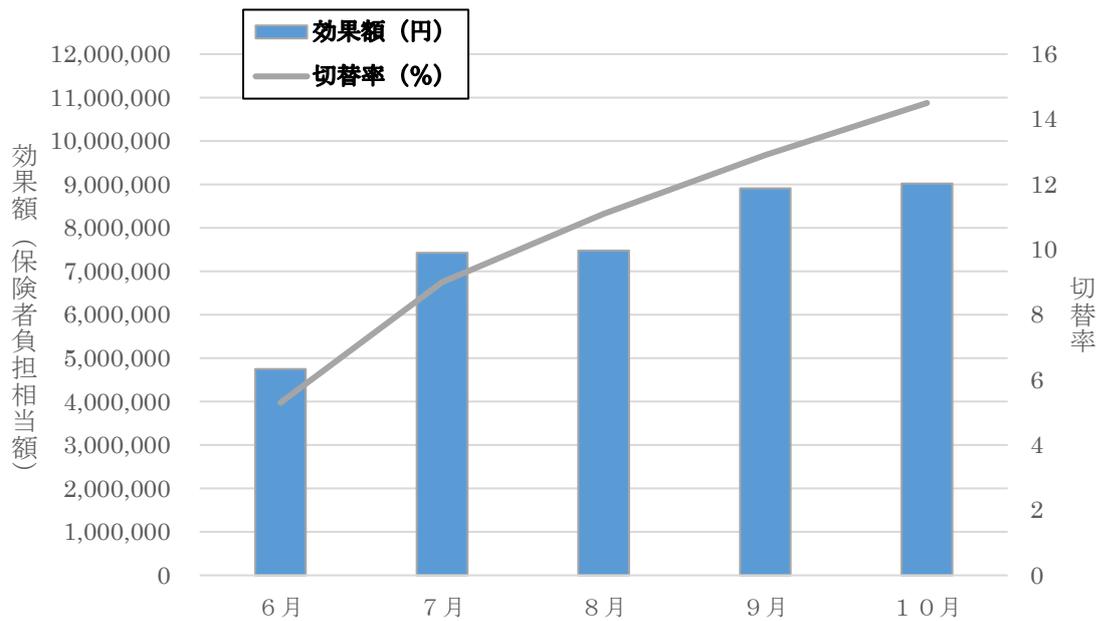
##### (3) 費用対効果

第1回目の通知に要した費用が、約450万円で、切り替えた方の直近の6月～10月までの合計の医療費削減額(保険者負担相当額)としては、約3,759万円が見込まれ、その差し引き額として、直近5か月分で約3,309万円の効果があったと考えられる。

#### 5 ジェネリック医薬品の数量ベースのシェアの推移

	平成30年2月	平成31年2月	令和2年2月
全国(全年齢)	72.5%	77.5%	80.3%
兵庫広域	69.6%	74.5%	77.3%

(参考)



令和元年度	6月	7月	8月	9月	10月	合計
効果額 (円)	4,750,416	7,428,618	7,481,459	8,914,122	9,021,305	37,595,920
切替者数 (人)	2,144	3,610	4,441	5,161	5,798	5,798
切替率 (%)	5.3	9.0	11.1	12.9	14.5	14.5

※効果額：保険者負担相当額

※切替者数：合計欄は、令和元年6月～10月の間に一度でも切り替えたことがある人の実数

※切替率：切替者数／通知対象者数（40,088人）

(参考) ジェネリック医薬品利用差額通知書発送状況

	1回目			2回目		
	発送月	対象者	自己負担軽減額	発送月	対象者	自己負担軽減額
平成25年度	11月	33,912人	300円以上	2月	35,971人	220円以上
平成26年度	6月	40,168人	170円以上	11月	27,520人	200円以上
平成27年度	6月	40,870人	130円以上	11月	32,338人	280円以上
平成28年度	6月	43,323人	230円以上	11月	38,320人	170円以上
平成29年度	6月	42,557人	220円以上	11月	37,914人	280円以上
平成30年度	6月	41,818人	200円以上	11月	36,910人	200円以上
令和元年度	6月	40,036人	320円以上	11月	33,344人	350円以上
令和2年度	6月	38,397人	320円以上	11月	40,000人	未定

## (4) 保健事業について

## 重複・頻回受診者訪問指導業務について

### 1 目的

重複・頻回受診傾向にある被保険者及びその家族に対して、保健師または 1 年以上の実務経験を有する看護師が訪問し、療養上の日常生活指導及び受診に関する指導並びに服薬指導等を行うことにより、被保険者の適正な受診を促し、もって被保険者の傷病の早期治癒及び健康の保持増進を図るとともに、医療費の適正化を図ることを目的とする。

### 2 訪問指導対象者及び実施方法等

兵庫県内の後期高齢者医療の被保険者のうち、重複・頻回受診者をレセプト情報等において、一定の条件を指定し、訪問指導候補者を抽出する。

#### (1) 対象者

##### ・重複受診者

3 か月連続して同一疾病で医療機関を 3 カ所以上受診している者

##### ・頻回受診者

3 か月連続して同一医療機関で受診が 15 回以上である者

#### (2) 対象者数

選定者 1 人について、原則 2 回の訪問指導を行う。令和 2 年度においては、約 50 人に訪問指導を行う予定。

#### (3) 訪問指導予定時期

1 回目 10 月～11 月頃、2 回目 11 月～12 月頃

#### (4) 実施方法

専門事業者（株式会社ベネフィット・ワン）への委託により実施している。訪問指導候補者を抽出し、その中から被保険者の意向を確認した上で訪問対象者を選定する。

1 人の被保険者につき、原則として 2 回の訪問指導を行う。委託事業者は、訪問指導を行った被保険者について、訪問指導票及び訪問指導報告書を作成。

### 3 令和元年度訪問指導事業の報告

平成 30 年 12 月診療分から 2 月診療分までの 3 か月のレセプト情報を基に、重複・頻回受診者の要件を満たす対象者について、兵庫県全域（41 市町）を対象に訪問指導候補者を 621 名抽出。被保険者の意向を電話で確認した上で、令和元年 8 月～令和元年 10 月に、重複・頻回受診者 226 名に訪問指導を実施した。

## 令和元年度重複・頻回受診者の結果について

### 1. 訪問指導事業の対象者について

#### ① 地域

県民局	市町名	人数	人数計
神戸	東灘区	2	62
	灘区	3	
	中央区	2	
	兵庫区	17	
	長田区	8	
	須磨区	3	
	垂水区	8	
	北区	2	
	西区	12	
	北須磨支所	5	
阪神南	尼崎市	14	20
	西宮市	6	
阪神北	伊丹市	7	9
	宝塚市	1	
	川西市	1	
東播磨	明石市	15	38
	加古川市	13	
	播磨町	2	
	高砂市	7	
	稲美町	1	
中播磨	姫路市	27	32
	市川町	4	
	福崎市	1	
北播磨	西脇市	6	17
	三木市	1	
	小野市	2	
	加東市	1	
	加西市	6	
	多可町	1	
	相生市	3	
西播磨	たつの市	5	18
	赤穂市	9	
	宍粟市	1	
	太子町	4	
	佐用町	1	
	丹波	丹波市	
丹波篠山市	2		
但馬	豊岡市	15	18
	朝来市	1	
	香美町	1	
	新温泉町	1	
淡路	淡路市	2	3
	南あわじ市	1	
合計			226

#### ② 年齢+性別

年齢	性別	人数	人数計
75歳以下	男	4	12
	女	8	
76～80歳	男	42	75
	女	33	
81～85歳	男	45	77
	女	32	
86～91歳	男	40	62
	女	22	
合計	男	131	226
	女	95	

#### ③ 所得区分

負担割合	人数
1割	217
3割(現役並みの所得者)	9
合計	226

## ④ 重複の要因になった疾病

分類	疾病名	人数	人数計
IV 内分泌, 栄養及び代謝疾患	糖尿病	1	1
IX 循環器系の疾患	高血圧性疾患	1	1
合計		2	2

## ⑤ 頻回の要因になった疾病

分類	疾病名	人数	人数計
I 感染症及び寄生虫症	ウイルス肝炎	3	5
	真菌症	2	
IV 内分泌, 栄養及び代謝疾患	その他の内分泌, 栄養及び代謝疾患	4	11
	甲状腺障害	1	
	糖尿病	6	
VII 眼及び付属器の疾患	その他の眼及び付属器の疾患	2	2
IX 循環器系の疾患	その他の心疾患	1	30
	高血圧性疾患	25	
	脳梗塞	4	
X 呼吸器系の疾患	アレルギー性鼻炎	1	2
	慢性閉塞性肺疾患	1	
XI 消化器系の疾患	アルコール性肝疾患	1	10
	その他の消化器系の疾患	1	
	胃炎及び十二指腸炎	7	
	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	1	
XII 皮膚及び皮下組織の疾患	その他の皮膚及び皮下組織の疾患	1	1
XIII 筋骨格系及び結合組織の疾患	その他の筋骨格系及び結合組織の疾患	4	147
	その他の脊柱障害	3	
	炎症性多発性関節障害	6	
	関節症	41	
	頸腕症候群	3	
	肩の障害<損傷>	8	
	腰痛症及び坐骨神経痛	11	
	骨の密度及び構造の障害	7	
	脊椎障害(脊椎症を含む)	55	
	椎間板障害	9	
XVIII 症状, 徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	症状, 徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	2	2
XIX 損傷, 中毒及びその他の外因の影響	その他の損傷及びその他の外因の影響	3	9
	骨折	6	
XXII 特殊目的用コード	人工関節	2	2
不明	不明	3	3
合計		224	224

2. 訪問指導後の状況について

① 頻回対象医療機関への外来に係る診療日数推移

【訪問前】 (単位:人)

診療月	10日以下	11日以上 14日以下	15日以上 20日以下	21日以上	計
H30.12	0	0	115	112	227
H31.1	0	0	144	84	228
H31.2	0	0	140	85	225

【訪問後】 (単位:人)

診療月	10日以下	11日以上 14日以下	15日以上 20日以下	21日以上	計
R1.12	29	26	64	83	202
R2.1	34	34	81	50	199
R2.2	36	22	72	61	191

② 重複受診に係る受診医療機関数推移

【訪問前】 (単位:人)

診療月	2カ所以下	3カ所以上	計
H30.12	0	2	2
H31.1	0	2	2
H31.2	0	2	2

【訪問後】 (単位:人)

診療月	2カ所以下	3カ所以上	計
R1.12	1	1	2
R2.1	1	1	2
R2.2	1	1	2

③ 令和元年12月～令和2年2月において、1月あたりの平均診療実日数が15日以上ある被保険者の疾病

分類	疾病名	人数	人数計
I 感染症及び寄生虫症	ウイルス肝炎	3	3
IV 内分泌、栄養及び代謝疾患	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	3	9
	甲状腺障害	1	
	糖尿病	5	
VI 神経系の疾患	その他の神経系の疾患	1	1
VII 眼及び付属器の疾患	その他の眼及び付属器の疾患	1	1
IX 循環器系の疾患	その他の心疾患	1	21
	高血圧性疾患	18	
	脳梗塞	2	
XI 消化器系の疾患	胃炎及び十二指腸炎	4	4
XII 皮膚及び皮下組織の疾患	その他の皮膚及び皮下組織の疾患	1	1
XIII 筋骨格系及び結合組織の疾患	その他の筋骨格系及び結合組織の疾患	4	86
	その他の脊柱障害	2	
	炎症性多発性関節障害	3	
	関節症	21	
	頰腕症候群	3	
	肩の障害<損傷>	5	
	腰痛症及び坐骨神経痛	6	
	骨の密度及び構造の障害	4	
	脊椎障害(脊椎症を含む)	35	
椎間板障害	3		
XVIII 症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	1	1
XIX 損傷、中毒及びその他の外因の影響	その他の損傷及びその他の外因の影響	1	4
	骨折	3	
XXII 特殊目的用コード	人工関節	1	1
不明	不明	3	3
合計		135	135

# 服薬情報通知事業について

## 1 目的

被保険者の重複・多剤服薬による有害事象のリスクを低減させるため適正な服薬を促し、もって健康状態の増進を図ることを目的に、重複・多剤服薬の傾向のある被保険者が医師・薬剤師から適切な服薬支援を受けることを促す。

- ・「重点化するべき取組」として「多医療機関受診等により服用する薬が多い場合や、薬の管理に関する困りごとを抱える者に対し、適正な服薬のための相談や指導を実施」（「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」より）
- ・フレイルと疾病の関係として、糖尿病や心血管疾患などの生活習慣病の発症や多剤服用などは、フレイルのアウトカムであると同時にその原因にもなり得ると言われている。これらの対策は医療保険者の取組としてより重要となる。具体的には、疾病の重症化・再発、入院の防止や多剤服用による有害事象の回避（服薬管理）などが考えられる。（「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版」より）
- ・「加齢に伴う生理的な変化によって薬物動態や薬物反応性が一般成人とは異なることや複数の併存疾患をそれぞれ治療するために投与された薬剤同士で薬物相互作用が起りやすく、薬物有害事象が問題となりやすい。」（「高齢者の医薬品適正使用の指針（総論編）」（平成30年5月29日、厚労省の高齢者医薬品適正使用検討会）より）

## 2 取組の概要

重複・多剤服薬の傾向がある被保険者に対して、3か月の間に当該被保険者に処方された薬剤の情報が掲載された通知書を送付し、この通知をもって医師・薬剤師に服薬に関する相談を行うことを促す。

県医師会及び2市の医師会・薬剤師会からの意見を踏まえて2月分で内容修正

《医療機関や薬局への「お知らせ」周知における服薬中断の注意喚起内容を追加》

「なお、治療の必要性から医学的な判断により、同じ効能の薬などが処方されている場合がありますので、ご自身の判断で服用を中断せず、医師や薬剤師に相談してください。」を新たに追加。

《委託実施及び個人情報の管理の内容を追加》

「この「お知らせ」の作成・送付等にかかる業務は、兵庫県後期高齢者医療広域連合が(株)データホライズンに委託しており、皆さまの個人情報を適正に管理する義務を課しています。」を新たに追加。

## 3 実施方法

専門事業者（株式会社データホライズン）への委託により実施している。

#### 4 対象者の抽出基準

伊丹市及び宝塚市（※）の後期高齢者医療被保険者のうち、下記（１）から（３）のいずれかの条件に該当した者。ただし、（４）の条件に該当する者は対象外とする。

- （１）併用禁忌とされている医薬品が処方されている
  - ・複数の医療機関から同じ期間に併用禁忌とされた医薬品が処方されている者。
- （２）成分、または効能・効果が重複する医薬品（注射薬除く）が処方されている
  - ・同じ期間内に、複数の医療機関から同じ成分、または効能・効果の医薬品（注射薬を除く）が処方されている者。
- （３）８種類以上の医薬品（内服薬）が処方されている
  - ・同じ期間内に複数医療機関から１４日間以上の内服薬が８種類以上処方されている者。
- （４）対象除外者

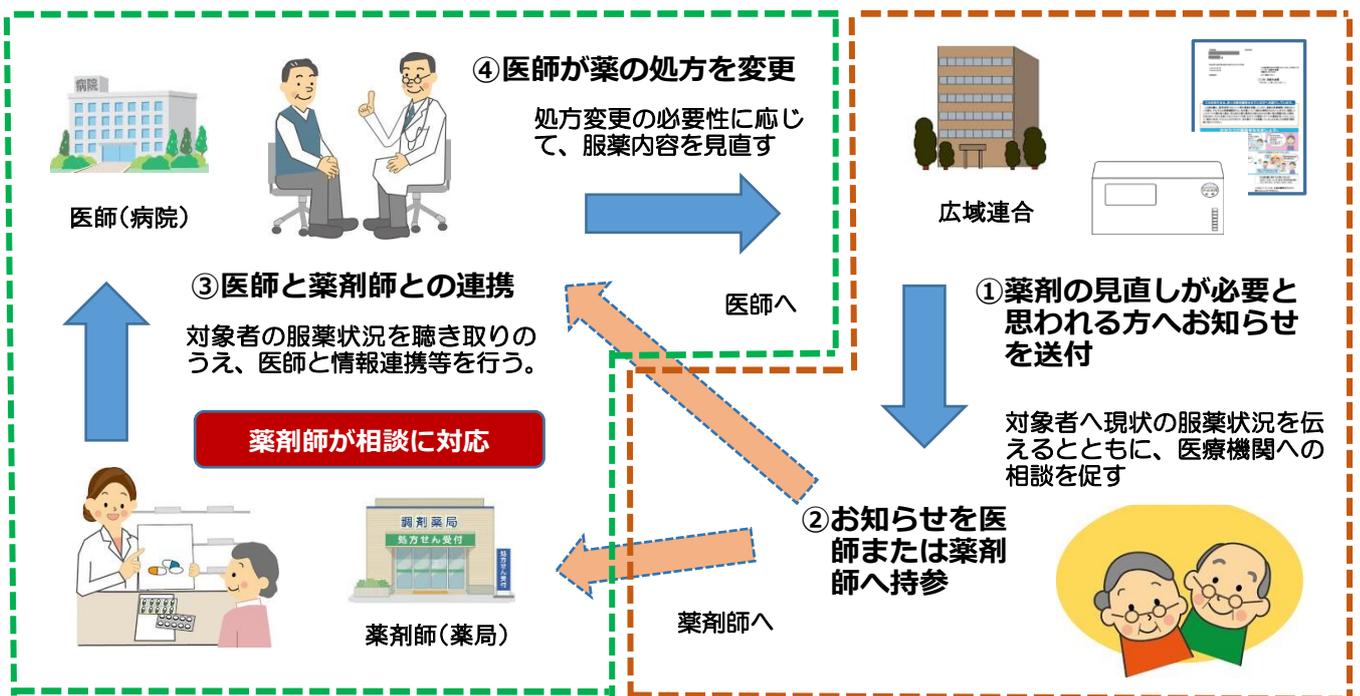
以下のいずれかに該当する被保険者を除外者とします。

- ・抽出対象となった診療年月に入院していたことがある者
- ・レセプトの傷病名に「がん」「精神疾患」「難病」または「認知症（※）」が含まれる者  
（※）ただし、アルツハイマー型認知症、アルツハイマー型老年認知症は除きます。
- ・公費負担者番号（法別番号）に「１類感染症」「適正医療」「措置入院」「育成医療」「更生医療」「精神通院医療」「麻薬及び向精神」「特定医療」「特定疾患」または「肝炎」が含まれている者
- ・人工透析を行っている者                      ・県外居住者

#### 5 通知時期及び件数

令和元年度	年２回	令和元年８月	２，００１件	（伊丹） 928件（宝塚） 1,073件
		令和２年２月	９８０件	（伊丹） 433件（宝塚） 547件
令和２年度	年１回	令和２年９月	２，０００件	

#### 6 実施方法 【服薬情報通知事業のイメージ】



## 7 効果測定（1回目）

通知者数累計（実人数）	効果測定対象者※	割合
2,001	1,879	93.9%

	医薬品種類数 （削減人数）	重複服薬	相互作用 （禁忌）	慎重投与
改善数	538	244	8	149
母数	1,879	423	9	1,476

※通知作成月の基準月（7月分（5月診療分））と効果確認月の基準月（2月分（12月診療分））に服用している医薬品を比較して効果測定します（最大4か月のレセプトを比較）。  
効果確認月の基準月にレセプトがない人は対象外となります。

## 8 今後について

事業の効果検証（2回分）の結果及び令和3年度高齢者と介護予防の一体的実施における高齢者に対する個別的支援事業（重複投与者等への相談・指導）の取組予定状況より、当広域連合の自主事業のあり方を踏まえ、次年度以降の事業継続の可否を判断します。

令和元年度 健康診査及び歯科健康診査 実績（各市町）

	市町	健康診査			歯科健康診査		
		健康診査 対象者数 (人) A	健診受診 者数 (人) B	受診率 (%) C=B/A	歯科健康診査 対象者数 (人) D	歯科健康診査 受診者数 (人) E	受診率 (%) F=E/D
1	神戸市	135,712	20,965	15.45%	17,921	1,044	5.83%
2	姫路市	65,801	21,313	32.39%	65,801	81	0.12%
3	尼崎市	59,108	8,103	13.71%	59,108	124	0.21%
4	明石市	28,230	1,563	5.54%	38,880	5	0.01%
5	西宮市	52,999	19,700	37.17%	8,191	1,291	15.76%
6	洲本市	7,545	1,055	13.98%	7,545	81	1.07%
7	芦屋市	12,947	4,460	34.45%	13,247	28	0.21%
8	伊丹市	24,985	6,191	24.78%	24,985	63	0.25%
9	相生市	5,034	971	19.29%	5,034	48	0.95%
10	豊岡市	14,467	2,680	18.52%	1,002	23	2.30%
11	加古川市	13,349	2,063	15.45%	5,459	519	9.51%
12	赤穂市	7,377	1,391	18.86%	7,377	13	0.18%
13	西脇市	6,849	1,243	18.15%	6,849	304	4.44%
14	宝塚市	32,195	9,790	30.41%	32,195	44	0.14%
15	三木市	11,999	1,893	15.78%	11,999	364	3.03%
16	高砂市	11,708	1,312	11.21%	1,887	167	8.85%
17	川西市	24,097	4,643	19.27%	24,097	59	0.24%
18	小野市	6,198	706	11.39%	6,198	18	0.29%
19	三田市	11,558	2,446	21.16%	1,653	116	7.02%
20	加西市	6,758	1,639	24.25%	6,758	44	0.65%
21	丹波篠山市	7,242	812	11.21%	895	123	13.74%
22	養父市	4,706	769	16.34%	4,706	72	1.53%
23	丹波市	6,576	538	8.18%	1,502	205	13.65%
24	南あわじ市	8,166	1,632	19.99%	8,166	209	2.56%
25	朝来市	5,252	1,017	19.36%	355	80	22.54%
26	淡路市	9,014	1,085	12.04%	9,014	37	0.41%
27	宍粟市	6,130	1,404	22.90%	6,130	24	0.39%
28	加東市	3,290	740	22.49%	3,290	47	1.43%
29	たつの市	10,724	1,981	18.47%	10,724	64	0.60%
30	猪名川町	3,743	1,486	39.70%	3,743	99	2.64%
31	多可町	2,626	521	19.84%	487	72	14.78%
32	稲美町	1,866	284	15.22%	695	138	19.86%
33	播磨町	1,734	287	16.55%	4,396	177	4.03%
34	市川町	2,243	492	21.93%	2,243	9	0.40%
35	福崎町	2,432	486	19.98%	2,432	19	0.78%
36	神河町	1,966	454	23.09%	1,966	12	0.61%
37	太子町	3,859	562	14.56%	3,770	27	0.72%
38	上郡町	2,579	489	18.96%	2,579	52	2.02%
39	佐用町	3,585	393	10.96%	3,585	73	2.04%
40	香美町	3,570	753	21.09%	3,570	22	0.62%
41	新温泉町	1,713	473	27.61%	1,713	19	1.11%
市町合計		631,932	130,785	20.70%	422,147	6,016	1.43%

※ 数値は、令和元年6月現在

(5) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な  
実施について

## 令和2年度高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について

高齢者の保健事業と介護予防等との一体的な実施を効果的かつ効率的に進めるため、広域連合においては、域内の構成市町と十分に協議した上で、広域計画に構成市町との連携に関する事項を定め、当該広域計画に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律第125条の2第1項の規定により広域連合が市町に高齢者保健事業の一部を委託し、委託を受けた市町は次の医療専門職を配置して交付要件に沿って行うものとし、広域連合が市町に交付する委託事業費により支援します。

事業実施においては、後期高齢者の保健事業全体のコーディネートやデータ分析、通いの場への積極的な関与などを推進するため、医療専門職を配置し、個別のアプローチに加え、通いの場等で健康相談等を実施することが求められています。この医療専門職の配置にかかる費用（人件費・その他経費）は、広域連合が市町へ交付し、その財源には特別調整交付金（3分の2）と保険料（3分の1）が充てられます。

### 【企画・調整等を担当する医療専門職】

市町ごとに1人分の委託事業費を交付

正規職員を念頭  
保健師等

#### (1) 事業の企画・調整等

- ・KDBシステムを活用した分析・健康課題の明確化
- ・庁内外の関係者間の調整、地域医療関係団体との連携
- ・事業全体の企画・立案・調整・分析
- ・通いの場等への関与に向けた事業計画の策定
- ・国保保健事業（重症化予防など）と連携した事業計画の策定

#### (2) KDBシステムを活用した地域の健康課題の分析・対象者の把握

- ・医療、介護、健康診査等情報を整理・分析、重点課題の明確化
- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や健康増進計画等の分析結果も活用して、地域健康課題の整理・分析
- ・医療・介護の情報を分析し、支援対象者の抽出と事業へのつなぎ



#### (3) 医療関係団体等との連絡調整

- ・事業の企画段階から健康課題の共有、事業等の相談
- ・今後の事業展開につなげるため、事業実施状況等の報告

### 【地域を担当する医療専門職】

日常生活圏域ごとに1人分の委託事業費を交付

常勤・非常勤いずれも可  
保健師・管理栄養士・歯科衛生士  
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等

#### ●高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）

次のア～ウのいずれか一つ以上を実施

##### ア 低栄養防止・重症化予防の取組

（かかりつけ医と連携したアウトリーチ支援）

- (a) 栄養・口腔・服薬に関わる相談・指導
- (b) 生活習慣病等の重症化予防に関わる相談・指導

##### イ 重複・頻回受診者、重複投薬者等への相談・指導の取組

##### ウ 健康状態が不明な高齢者の状態把握、受診勧奨等・必要なサービスへの接続

#### ●通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）

##### ア フレイル予防の普及啓発、運動・栄養・口腔等の健康教育・健康相談

##### イ フレイル状態にある高齢者等を把握し、保健指導等の支援

##### ウ 取組により把握された高齢者の状況に応じ、医療・介護につなげる

介護予防（地域ハビテーション活動支援事業等）の取組と一体的に実施

※地域の実情に応じ、駅前商店街やショッピングセンターなど日常的に立ち寄る機会の多い場の活用、ボランティア組織との連携、市民自ら担い手となって参加できる仕組みの検討、住民の健康意識の喚起する取組を行うことも考えられる。

## 【兵庫県における取組状況】

兵庫県において、令和2年4月1日に高齢者の保健事業と介護予防等との一体的実施にかかる高齢者の医療の確保に関する法律の規定が施行されることに伴い、兵庫県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画（令和2年4月改定）の規定に基づき、令和2年4月から当広域連合と委託契約を締結して一体的実施に取り組む市町は、神戸市、洲本市、相生市、豊岡市、西脇市、淡路市、たつの市及び香美町の7市1町になります。

また、年度途中からの実施は南あわじ市の1市になり、令和2年度における実施市町は8市1町になります。

（企画・調整を担当する医療専門職）

- ・市町において、KDBシステムを活用し医療レセプト・健診（後期高齢者の質問票の回答を含む。）・介護レセプトのデータ等の分析を行い、一体的実施の事業対象者の抽出、地域の健康課題の把握、事業の企画・調整・分析・評価等を行う保健師等の医療専門職を配置します。上記の業務を実施するため、年間を通じて当該業務に従事する医療専門職の配置に必要な費用（人件費）として、委託事業を実施する市町村毎に交付基準額5,800千円（交付基準額に満たない額の場合はその額）を上限（国：特別調整交付金3分の2、広域連合：保険料財源3分の1）として交付します。

（地域を担当する医療専門職）

- ・市町内の各地域（日常生活圏域（介護保険法第117条第2項第1号に規定により当該市町が定める区域）において、通いの場等への積極的な関与や個別訪問等の支援を行う医療専門職（保健師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）を配置します。

上記の業務を各市町内の各地域において年間を通じて適切に実施するため、当該業務に従事する医療専門職の配置等に必要な費用として、次のア及びイのとおり交付します。

ア 人件費

委託事業を実際に実施する日常生活圏域毎に交付基準額3,500千円（交付基準額に満たない額の場合はその額）を上限（国：特別調整交付金3分の2、広域連合：保険料財源3分の1）として交付します。

※同一の医療専門職が複数の日常生活圏域の事務に従事することは差し支えない。この場合、人件費に係る交付額は、実際の配置に基づき要した費用をもとに算定します。

イ その他経費

委託事業を実際に実施する日常生活圏域毎に、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、物品購入費等として、交付基準額500千円（交付基準額に満たない額の場合はその額）を上限（国：特別調整交付金3分の2、広域連合：保険料財源3分の1）として交付します。

《高齢者に対する個別的支援》 ※次のア～ウのいずれか一つを実施

医療専門職が、KDBシステムを活用し、低栄養防止・重症化予防等を行うための訪問相談、適正受診等の促進のための訪問指導、健康状態が不明な高齢者等に対するアウトリーチ支援等を実施する必要があります。

高齢者に対する個別的支援 (ハイリスクアプローチ)		神戸市	洲本市	相生市	豊岡市	西脇市	淡路市	たつの市	香美町	南あわじ市
ア低栄養防止・重症化予防 の取組  (a) 栄養・口腔・服薬に関わ る相談・指導  (b) 生活習慣病等の重症化 予 防に関わる相談・指導	低栄養	○			○	○			○	
	口腔機能		○		○	○			○	
	服薬									
	重症化 (糖尿病性腎症)	○	○	○	○				○	○
	重症化 (生活習慣病)		○	○	○	○				
イ重複・頻回受診者、重複投薬者等への 相談・指導の取組								○		
ウ健康状態が不明な高齢者の状態把握、 必要なサービスへの接続			○	○	○	○			○	

《通いの場等への積極的な関与》

通いの場等において、KDBシステム等により把握した地域の健康課題をもとに、医療専門職が健康教育・健康相談、後期高齢者の質問票の活用及び健診や医療の受診勧奨や介護サービスの利用勧奨等をすべて実施する必要があります。

通いの場等への積極的な関与 (ポピュレーションアプローチ)	神戸市	洲本市	相生市	豊岡市	西脇市	淡路市	たつの市	香美町	南あわじ市
通いの場等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ショッピングセンター及びその他等		○		○		○		○	